

## 第 15 回滋賀県下水道審議会 議事録（概要版）

1 日時：令和 3 年（2021 年）3 月 30 日（火） 10：00～11：45

2 場所：滋賀県庁新館 7 階 大会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

鵜飼淳子委員、岡本芳子委員、木下康代委員、清水芳久委員（副会長）、杉澤喜久美委員、高岡昌輝委員（資源・エネルギー・新技術部会長）、只友景士委員、西野麻知子委員、松井三郎委員（会長）、松村順子委員

（欠席：石田貴委員、橋川渉委員）

【委員全体 12 名中、出席 10 名 欠席 2 名】

（事務局：技監（下水道担当）、下水道課長、下水道課関係職員）

4 開会あいさつ

5 議事内容

（1）湖南中部浄化センター 3 号焼却炉の次期汚泥処理方式の再評価について（報告）

委員および事務局より資料に基づき説明

①総事業費と建設費の差について

・建設事業費 105 億円、総事業費 210 億円、この差 105 億円は建物以外の機械ということか。〈委員〉

→差分は人件費や薬品費等を含む維持管理。〈委員〉

②脱水ケーキの含水率について

・令和元年度の含水率 83%から、令和 2 年度の見直しで 79%になった理由は何か。〈委員〉

→平成 30 年度の検討では当時の実態を踏まえた計算上の設計値として、処理方式にかかわらず 77.4%とした。令和元年度は消化方式を採用する前提で再設定した。消化方式を採用することで含水率が高くなることがわかっており、既設の脱水機の性能から 83%に設

定した。令和2年度は性能の高い脱水機を導入することで79%とした。〈事務局〉

・含水率を下げることで流動性に問題は生じないか。〈委員〉

→脱水機の性能としての下限が79%であるが、79%であれば流動性に問題ないことは実績として確認できている。〈事務局〉

・77.4%と79%で流動性が変わることがわかり難い。〈委員〉

→含水率の1%が流動性におよぼす影響は大きい。東北部浄化センターにおいて、汚泥が詰まりやすいため含水率を1%上げることで流動性が高まり、トラブルを減らした実績がある。〈事務局〉

・「滋賀県の下水道事業」では汚泥ケーキ発生「量」として示されているが、本事業では汚泥発生「率」と表現している。その違いは何か。〈委員〉

→流入汚水量は将来的に変わるため、変わった場合の汚泥発生「量」により施設規模を設定する。現状の流入水量1m<sup>3</sup>当たりの汚泥量が汚泥発生率であり、これを将来水量に乗じることで将来の施設規模を決定している。〈事務局〉

・「滋賀県の下水道事業」によると現状の脱水ケーキ含水率は78～79%となっている。今回の含水率も79%であり、乖離していると言えるのか？〈委員〉

→「滋賀県の下水道事業」の記載は消化が導入されていない現状の数値である。含水率は流動的なものであり、含水率だけでの説明は難しい。実績として、含水率が少し変化しただけで汚泥の輸送距離が大きく変わることを認識している。今回の設計値と現状の実績値との乖離は僅かであるように見えるが、これらの可能性も踏まえたものである。〈事務局〉

・総事業費と評価点を並列で示しているが、総事業費は評価点に内包されており、表現方法として再考が必要。また、補足資料にて記載の含水率79%においても評価が変わらないということを使うべきではないか。〈委員〉

→今後、流域自治体を含む下水道協議会があり、わかりやすい説明が求められる。事務局で再考すること。〈会長〉

※事務局 注) 83%は令和元年度の再評価であり、今回の最終評価は79%で行っている。

### ③消化槽の見直しについて、

- ・建設費抑制に向けた見直しにより消化槽を小さくしているが、消化に課題が生じることはないか。処理できない汚泥が滞留することはないのか。〈委員〉

→当初は標準設計として消化時間を 25 日としたが、20 日でも同等の結果が得られると想定されたため、消化時間を短縮して消化槽容量を小さくした。消化時間は短くなるが、流入させる汚泥量は変わらず問題はない。〈事務局〉

- ・将来汚泥量は増加する見通しであるが、それを踏まえても消化槽を小さくして問題は生じないか。〈委員〉
- ・何年後を見越した設計か。〈委員〉

→令和 16 年度（事業の中間年度）を想定しており、問題はない。〈事務局〉

※事務局 注）令和 16 年度に次期 2 号炉が稼働する予定であり、それに合わせて汚泥量の見直しや次期消化槽の検討を行うため、問題はない。

- ・消化の導入にあたり、地域バイオマスの導入が未来ビジョンに入っていた。それを想定した施設としているか。〈委員〉

→技術的な向上や将来的な増加も見込んで 2 槽とした。〈事務局〉

→2 槽とすることにより、1 槽を安定運転、もう 1 槽を地域バイオマス導入などの実験的な運転とすることが可能になる。〈会長〉

- ・答申の解説資料の追補版において、チャレンジングな仕組みのひとつとして、下水汚泥資源や地域バイオマスのエネルギー利用を含めてはどうか。〈委員〉

→事務局で検討すること。〈会長〉

### ④事業費の見直し結果について

- ・今回見直しによる再評価結果について、平成 30 年度の 159 億円に対し、見直し結果が 210 億円と、事業規模が大きくなっている。一般的には見直しで安価になるのではないか。〈委員〉

→平成 30 年度のメーカー提案値に対し、令和元年度の基本設計で高くなった。今回の見直しはこの令和元年度設計値に対する見直しの結果であり、総事業費として安価になっている。〈会長〉

・DBO 発注とすることで総事業費が安価になることになっていたと考えられるが、施設の撤去費用も含んだ提案を求めるべきではないか。〈委員〉

→国の交付金事業であり、事業費として建設費＋維持管理費が交付金事業の建て付けとなっているため、今回事業で設置した施設の撤去費用は含まない。〈事務局〉

・既存施設の撤去費用は誰の負担か。〈会長〉

→今回の事業を行うために既存施設の撤去が必要であれば、この撤去費用は総事業費に含む。事業者の提案として入札価格に含まれ、県が支払う。〈事務局〉

・既存施設の撤去費は平成 30 年度の時点で想定できたのではないか。〈委員〉

→当初の公募では、建設候補地として既存施設の撤去が必要なところと不要なところが混在していた。事業者の提案により撤去費用の要否が異なるため、処理方式の比較評価としては撤去費用を含めなかった。〈事務局〉

→当初想定した配置計画と基本設計時の計画が変わったことについて、合理性があったことを、事務局は説明すること。〈委員〉

## (2) 滋賀県下水道第 2 期中期ビジョンのパブリックコメント結果報告

事務局より資料に基づき報告

### ①経緯について

- ・4 回の審議結果に基づき、11 月 19 日に答申。答申書、概要版、中期ビジョン（案）を策定。
- ・県民政策コメントは令和 2 年 12 月 21 日～令和 3 年 1 月 27 日まで募集し、11 名から計 20 件の意見、情報が寄せられた。
- ・県民政策コメントを受け、最終を策定。3 月 31 日付で策定および公表の予定。

## ② 県民政策コメントについて

(コメント番号は資料 8 に準拠)

### 【番号 1】

- ・ 想定外の事態が起こりうることも考えて、対応が必要となるという意見。
- ・ 県、市町、他部局との災害時連携強化の施策の方向性において、「平常時より全国の災害時案の情報収集等を行いながらさまざまなケースに対応できるよう関係機関との連携を図る」としており、他自治体の対応事例等を収集し、対応に努めていくこととする。(修正対応)

### 【番号 18】

- ・ 全体をコーディネートする役割を県が担う必要があるのではないかという意見。
- ・ 県の役割として、「本ビジョンのコンセプトである「みんなで」施策の実施を進めるための「コーディネーター」としての役割を担う」とする。(修正対応)

### 【上記以外のコメント】

- ・ 激励や意見として承る。(修正なし)

## 6 閉会あいさつ